

答 昭和二十五年七月三十一日受領
弁 第三八号

(質問の
二八)

内閣衆質第四〇号

昭和二十五年七月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員藤井平治君提出酒税引下げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員藤井平治君提出酒税の引下げに関する質問に対する答弁書

昭和二十五年度における酒税の課税見込石数の清酒七六万石、合成清酒三八万六千石、焼ちゅう九三万一千石、麦酒七六万石、その他の酒類五万七千石計二八九万四千石（自由販売酒、二三九万四千石配給酒五〇万石）で、これに対する酒税收入予算額は、一、〇三〇億三百万円（自由販売分九二三億七千一百万円配給分一〇六億三千二百万円）である。六月末における自由販売酒の課税石数は八三万一千五百石、課税額三二〇億三千万円であつて、七月、八月及び九月における麦酒の売行きの好調、並びに十一月から一月までにおける清酒及び合成清酒の消費石数の増加を見込めば、本年度予算額の達成は必ずしも困難ではないと考えられるが、米麦等主要食糧の闇価格の下落及びいも類の統制撤廃による密造酒の生産は、最近極めて盛んであつて、正規酒類の消費を圧迫しているので、これに対して強力な取締を実施し、酒税の確保につき万遺憾なきを期したい。

従つて、今直ちに税率を引き下げるることは困難であるが、昭和二十五酒造年度においては、酒造原料の

増加に基く酒類供給数量の増加に因り、税率については相当の引き下げを行いたい考えである。

また、酒類の密造が国民の風紀、保健衛生その他社会生活に及ぼす悪弊は軽視することができないのは当然であり、政府においても対策に万全を期する所存である。

右答弁する。